

令和5年度 赤い羽根福祉基金

篠原欣子(しのはら・よしこ)記念財団 こども食堂応援プログラム

募 集 要 項(追加募集)

社会福祉法人 大分県共同募金会

1. 趣 旨

「こども食堂」はここ数年で全国的な広がりを見せ、一般的な認知も広がってきています。一方で、始まった当初の「困窮状態にある子ども」の支援に加え、さまざまな理由により生活に困難を抱える地域住民全般を対象とした支援や、地域における居場所など、その機能や役割は多様化してきています。

「こども食堂」の活動は本来的にボランティアに行われてきたものであり、活動を持続させるため、食材費や開催場所の賃料などの経常的な運営に係る費用等は、多くの場合寄付や寄贈を含めた自主財源によって賄われています。他方、「こども食堂」そのものを広めていくための啓発活動や地域における「こども食堂」のネットワークづくり、個々の「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入などは一時的な助成金による支援が必要とされています。

本会では、今回、一般財団法人篠原欣子記念財団様からのご寄付を原資として、こども食堂を臨時的に支援するために、赤い羽根福祉基金 篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラムによる助成事業を実施します。

2. 実施主体

社会福祉法人 大分県共同募金会

3. 助成事業の対象期間

2023年4月1日～2024年1月31日

※上記期間内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

4. 対象となる団体

- ・社会福祉法人・福祉施設、ボランティア団体・NPO等(法人格の有無は不問)
- ・団体としての活動実績が6カ月以上ある団体であること
- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・団体自らが独自の事務局を持っていること
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力 ※1 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5. 助成の対象となる活動

「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入など、臨時的に必要な費用を対象とします。

(通常時の活動に係る経費のみの申請は対象外となります)

【対象となる経費の例】

- ・こども食堂におけるイベント開催
- ・こども食堂における大型備品導入
- ・こども食堂のネットワーク拡大、啓発活動
- ・そのほか、現在のこども食堂での活動に加え新たに取り組む活動
例) ひとり親家庭を対象とした見守り支援、地域住民や学生ボランティアの参加による学習支援等の新たに取り組む活動

助成金対象経費

- ・消耗品・備品費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費 等

助成金対象外となる経費・申請

- ・人件費
- ・通常時の活動に必要な経費(食材の購入費や賃料等)のみの申請
※通常時の活動だけでなく、イベント開催など、新たに取り組む活動と組み合わせた申請は対象とします
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象とします)
- ・ボランティアの謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします)
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間(2023年4月～2024年1月)外の活動に関する経費

6. 助成金額

- ・助成上限額は、45万円です。

※篠原欣子記念財団からの助成金を原資として助成を行いますので、45万円の範囲内で減額する場合があります。

7 応募方法及び助成決定等

- (1) 助成事業申込書(様式1)に必要な事項を記入のうえ、メールまたは郵送で大分県共同募金会あてお申し込みください。
- (2) 助成決定については、応募団体あてに通知書をお送りします。
- (3) 助成金は原則精算払いとします。
- (4) 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。
- (5) 応募いただいた内容は、中央共同募金会や社会福祉協議会と共有する場合があります。

8 スケジュール

- (1) 応募締切 令和5年11月15日(水)必着
- (2) 助成決定 令和5年11月下旬
- (3) 報告書等提出期限 令和6年2月15日(木)
- (4) 助成金送金 報告書提出より概ね1か月(遅くとも令和6年3月末までには入金します。)

9. 事業完了後の手続き

(1) 事業報告書・請求書等の提出

- ・事業終了後、1か月以内に「報告書」「精算書」「請求書」(様式2～4)に必要な書類を添付のうえご請求ください。本会で内容を確認のうえ指定の口座あてに送金いたします。(報告の際、領収書のコピーや活動の様子の写真が必要になりますのであらかじめご準備ください。)
- ・助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、助成額を減額します。
- ・本助成金による事業の実施中に助成決定した事業内容に変更が生じた場合は、事業変更申請書(様式5)を提出してください。
- ・応募いただいた内容は、中央共同募金会や社会福祉協議会と共有する場合があります。

(2) 活動内容の紹介

事業終了後は、報告書と併せて篠原欣子記念財団に対する「ありがとうメッセージ(様式5)」を提出してください。また、今回の助成金での取り組みを団体のホームページや SNS などで積極的に発信してください。

10. 応募・問い合わせ先

社会福祉法人 大分県共同募金会

〒 870-0907 大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 3 階

TEL: 097-552-2371 / FAX: 097-552-6250 / E-mail: kyoudoubokin@oita-akaihane.or.jp